**見積書・請求書・支払を証する書類（領収証、振込依頼票）等の写し　チェックポイント**

■以下の項目について、事前に確認の上、書類をご用意ください。

【共通】

□ 発行者欄に社印があること。

【見積書】

□ **導入費（補助対象機器の購入価格）が記載されていること。（記載がない場合は追記すること。）**

□ 宛て先が「申請者」となっていること。（自動車リース事業者が申請者の場合は、宛て先が「使用者」の見積書でも可。）

□ 補助対象機器の「メーカー名」、「商品名」、「型式」の確認できる記載があること。（車両の見積書に上記項目の記載がない場合は、架装メーカー発行の見積書を添付する等、他の書類により提出すること。その場合は車両の見積書と他の証明書類の両方を提出すること。）（記載がない場合は追記すること。）

【請求書】

□ 導入費（補助対象機器の購入価格）が記載されていること。（記載がない場合は追記すること。）

□ 宛て先が「申請者」となっていること。（自動車リース事業者が申請者の場合であっても、宛て先は「申請者」であること。「使用者」宛て請求書は不可。）

□ 機器代金が車両代金込みである場合は、装着車両の「車台番号」または「登録番号」の記載があること。後付装着時など機器代金のみの請求書の場合は、メーカー名、商品名、型式や製造番号等の記載があること。（記載がない場合は追記すること。）

【支払を証する書類（領収証、振込依頼票）】

□ 原則として、販売会社発行の領収証の写しを提出してください。

□ インターネットバンキングの書類や ATM のレシート、通帳の写し等は提出書類として認められません。

□ 発行日が【請求書】の発行日以降であること。また、令和７年２月１４日までに発行されたものであること。

□ 【請求書】の金額と一致していること。（差額がある場合は、その差額について当該「支払いを証する書類」に追記すること。）

□ 機器代金が車両代金込みである場合は、装着車両の「車台番号」または「登録番号」の記載があること。後付装着時など機器代金のみの請求書の場合は、型式や製造番号の記載があること。（記載がない場合は追記すること。）

（【請求書】と【支払を証する書類】の照合が可能であること。）

□ 機器代金（車両代金）が支払完了済みであること。

（手形あるいは割賦により支払している場合は、令和７年２月１４日までに決済あるいは完済の上、それを証明する書類を別途提出する必要があります。）

□ 支払金種（現金払い、振込等）の記載があること。

□ 担当者印があること。（｢担当者印が無い場合は無効｣の旨但し書きがある場合等）

□ 銀行の受付印がある。（金融機関発行の振込依頼票の場合に限る。）

以上